

- 防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、鹿児島県及び関係市町に、その内容をテレビ会議等を活用し迅速に情報提供。
- 鹿児島県及び関係市町は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、テレビ・ラジオ、ホームページ等を活用し、住民へ情報を伝達。

＜関係市町が整備する住民への主な情報伝達手段＞

原子力災害対策本部
(首相官邸)

テレビ会議等を活用し
迅速に情報伝達

鹿児島県・関係市町

情報伝達

住民



防災行政無線
(屋外拡声子局)



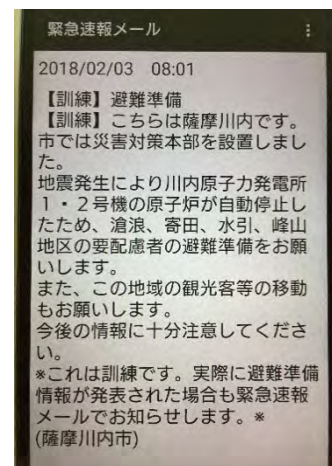
防災行政無線
(薩摩川内市からの発信)



広報車



防災行政無線
(戸別受信機)



緊急速報メールサービス(イメージ)

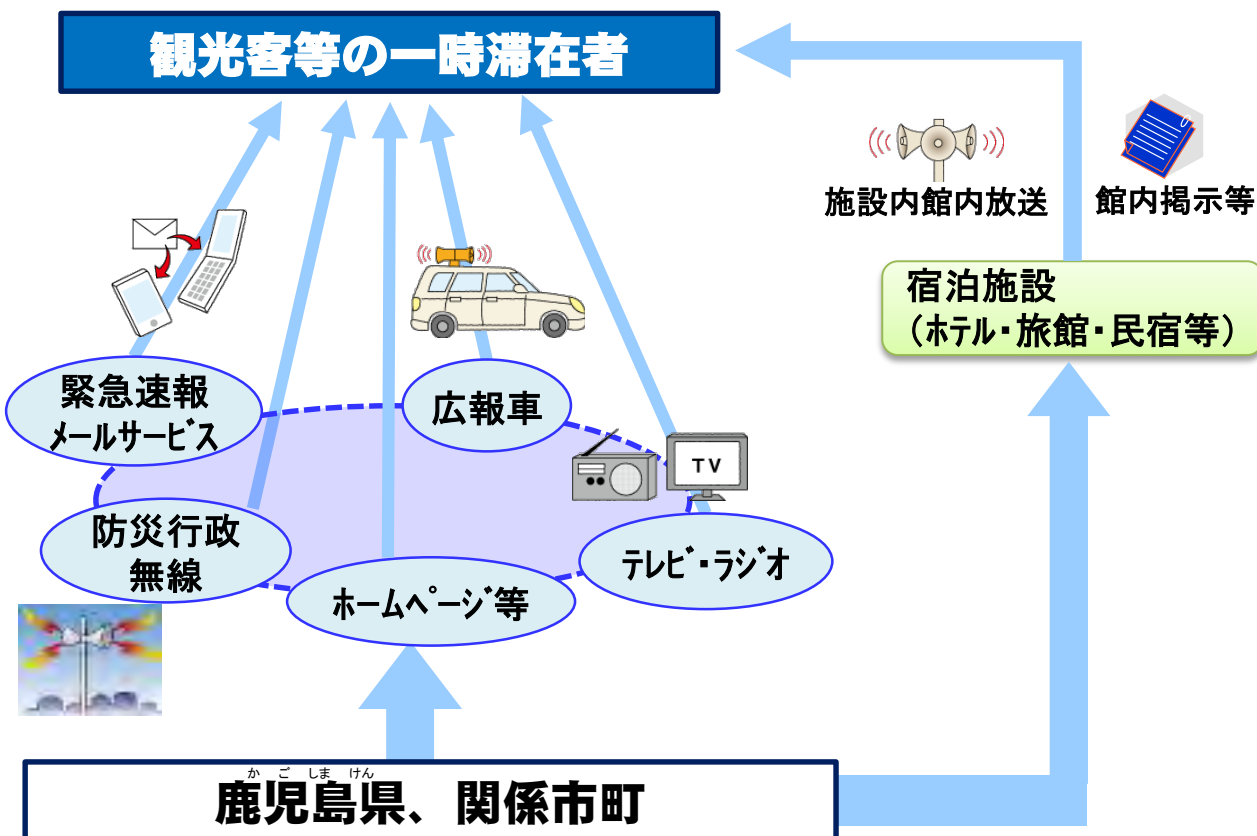
観光客等一時滞在者への情報伝達体制

- 鹿児島県及び関係市町は、PAZ及びUPZ内の観光客等一時滞在者に対し、警戒事態の段階で帰宅等の呼びかけを行う。
- 帰宅等の呼びかけは、鹿児島県及び関係市町は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、テレビ・ラジオ、ホームページ等により観光客等一時滞在者に伝達(17頁と同様)。
- その後、事態の進展に伴い、防護措置(避難、一時移転、安定ヨ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、鹿児島県及び関係市町に、その内容をテレビ会議等を活用し迅速に情報提供し、観光客等一時滞在者に伝達。

【緊急速報メールサービス(イメージ)】

受信メール

20〇〇/〇〇/〇〇 〇〇:〇〇
緊急情報
(〇〇市・町)からのお知らせです。
先ほどの地震による影響について、川内原子力発電所の安全確認を行っています。現在、放射性物質の放出は確認されていませんが、今後、避難等を行っていただく可能性があります。観光客等一時滞在者の皆様は、速やかに自宅や宿泊先に戻るなどしてください。住民の皆様も、現在のところ避難や屋内退避を行う必要はありません。県や市町の情報に注意し、落ち着いて行動してください。

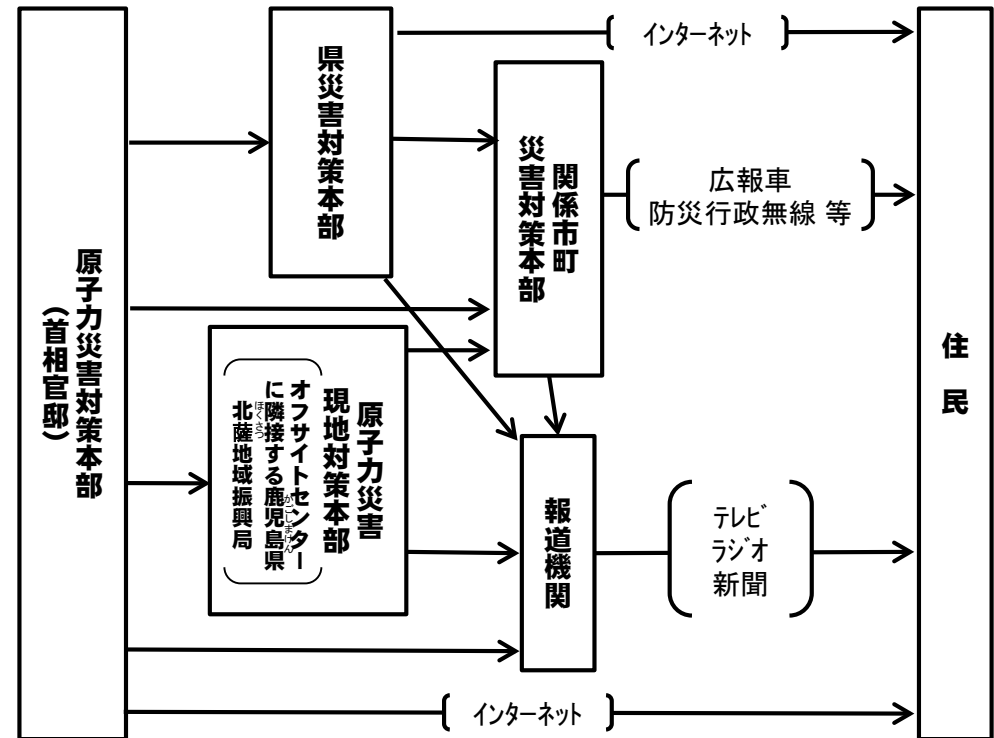


- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸(内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明)において実施。
- 現地での記者会見については、川内オフサイトセンターに隣接する鹿児島県北薩地域振興局において実施。
- 必要に応じ、在京外交団等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて、各国政府等にも情報提供。

【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域及び屋内退避区域

【情報発信のイメージ】



一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有

国、鹿児島県及び関係市町による住民相談窓口の設置

国における対応

- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を設置するとともに、人員の配置等を行うための体制を整備。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- 川内オフサイトセンターでは、鹿児島県及び関係市町の問合せ対応を支援。

鹿児島県及び関係市町における対応

- 鹿児島県及び関係市町は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口（心身の健康相談）等を設置。

原子力事業者（九州電力）における対応

- 原子力事業者（九州電力）は、原子力災害発生時、直ちに本店内に相談窓口を設置し、住民からの問合せに対応。また、損害賠償請求への対応として、申出窓口を設置し、各種損害賠償の受付や請求者との協議等、適切に対応。

住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ①事故の発生日時及び概要 | ⑤住民等がとるべき行動 |
| ②事故の状況と今後の予測 | ⑥避難対象区域及び屋内退避区域 |
| ③原子力発電所における対応状況 | ⑦被災企業等への援助・助成措置 |
| ④行政機関の対応状況 | |

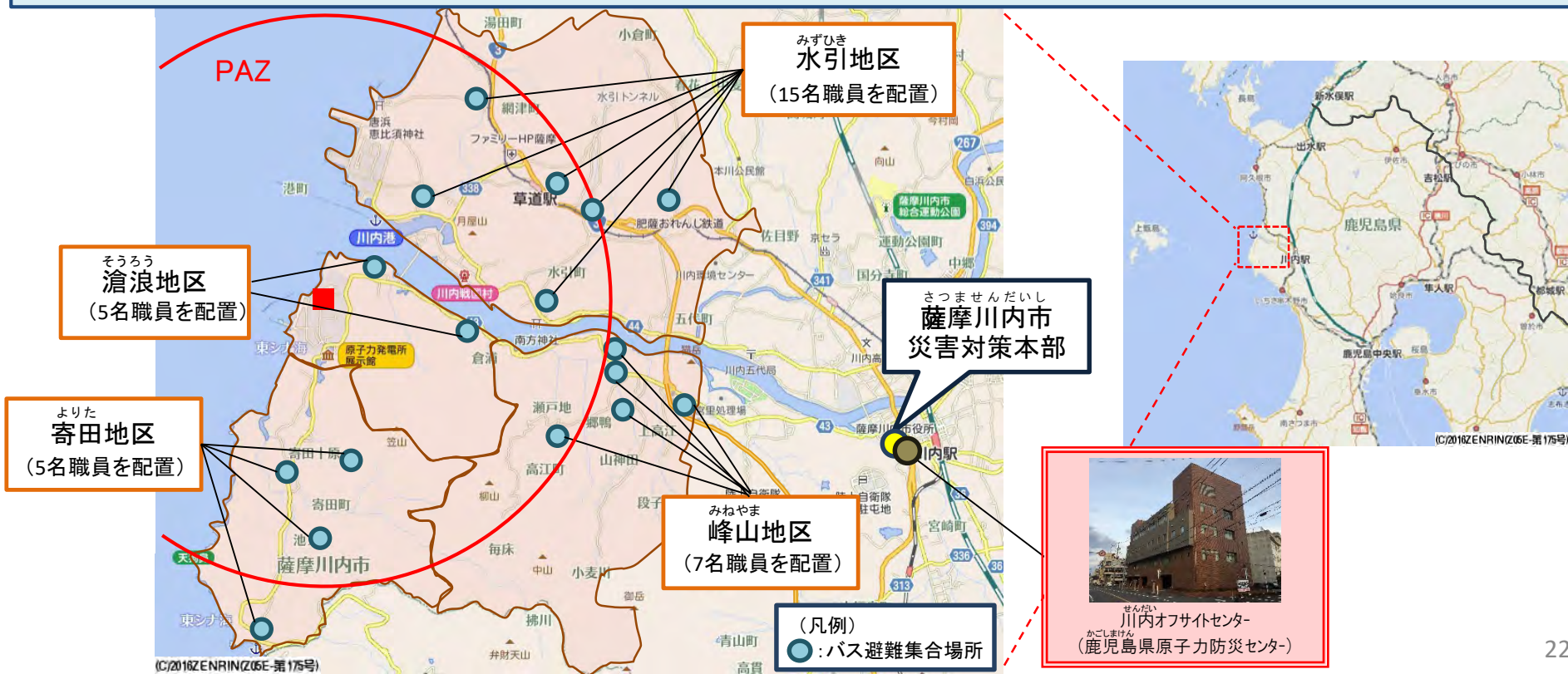
4. PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応

<対応のポイント>

1. 施設敷地緊急事態要避難者（医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者のうち避難の実施に通常以上の時間がかかる者、妊婦、授乳婦、乳幼児、乳幼児とともに避難する必要のある者、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者）について、あらかじめ定められた避難先へ避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者は、安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設で屋内退避すること。
2. 学校、保育所等の児童等については、警戒事態で保護者への引渡しを実施するが、保護者への引渡しができなかった児童等について移動手段を確保し、避難先施設に避難を開始すること。
3. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、バス避難集合場所・避難先の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

鹿児島県及び薩摩川内市における初動対応

- 鹿児島県は、警戒事態が発生した段階で鹿児島県庁に県災害対策本部、川内オフサイトセンターに県現地災害対策本部を設置し、要員が参集。
- 薩摩川内市は、警戒事態が発生した段階で市役所に災害対策本部を設置し、要員が参集。
- 鹿児島県及び薩摩川内市は、川内オフサイトセンターに要員が参集し、川内オフサイトセンターの立ち上げを支援。
- 警戒事態が発生した段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、鹿児島県及び薩摩川内市は、自家用車で避難が出来ない住民の避難用車両等の手配を開始するとともに、薩摩川内市PAZ内の住民が避難のために集合するバス避難集合場所を17ヶ所開設し、滄浪地区に5名、寄田地区に5名、水引地区に15名、峰山地区に7名の合計32名の職員を配置。
- 警戒事態になった場合、消防団によるPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者への避難準備広報を行う。



薩摩川内市における住民への情報伝達

- ▶ PAZ内避難の対象となる4地区内のコミュニティセンター等を拠点に、地区単位のコミュニティを活用した情報伝達を実施。
- ▶ コミュニティセンター等へ派遣された市の職員は、IP無線及び緊急情報システム等により薩摩川内市災害対策本部と情報を共有。市災害対策本部は、入手した情報を防災行政無線、広報車等を活用し、住民に情報を伝達。
- ▶ 消防団は、住民の避難の状況等を確認し、バス避難集合場所に派遣された薩摩川内市の職員と避難者の状況や避難誘導體制等の情報を共有。
- ▶ 医療機関、社会福祉施設、学校、保育所等、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は薩摩川内市災害対策本部から実施。必要に応じ、自治会長等と協力し、情報伝達を行う。



- 防災行政無線、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達
- 医療機関・社会福祉施設、学校・保育所等、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、市災害対策本部から実施



防災行政無線戸別受信機
(戸別に受信可能)

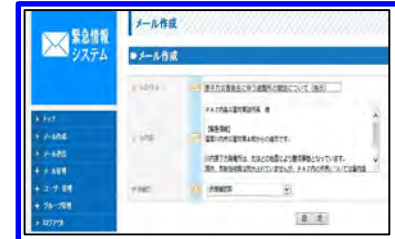


広報車

- 各コミュニティセンター等に派遣された薩摩川内市職員は、IP無線等を活用して、市災害対策本部と情報を共有



IP無線



緊急情報システム

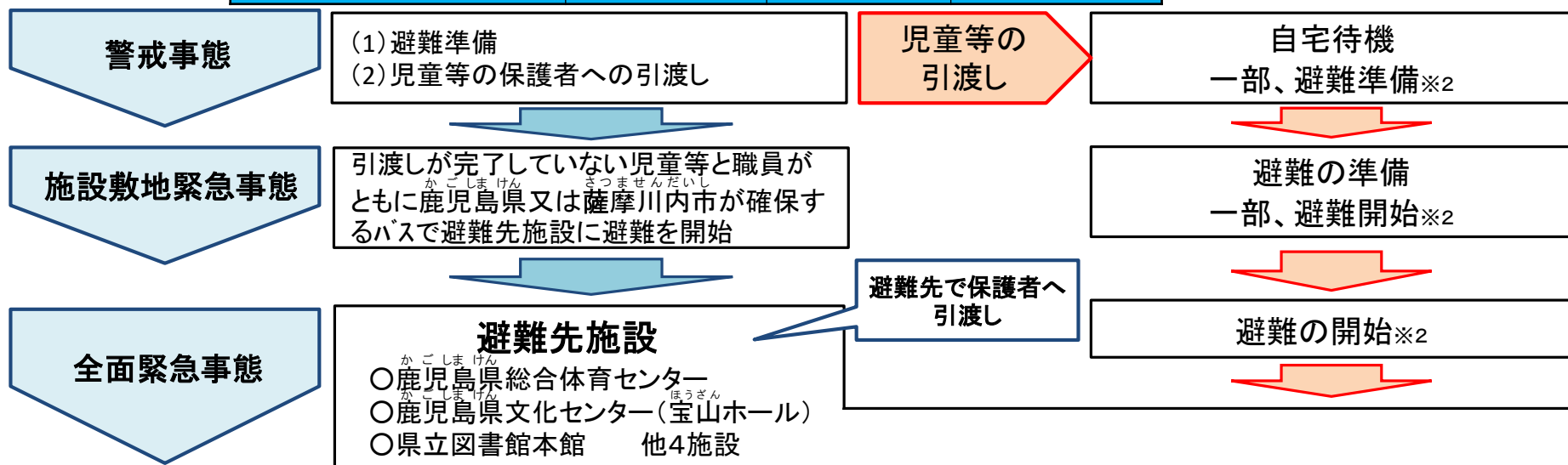


PAZ内の学校・保育所等の児童等の避難

- PAZ内の3つの小・中学校の児童・生徒(217人)及び2つの保育所等の幼児(113人)は、警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の保護者への引渡しを実施。
- 施設敷地緊急事態になった時点で、保護者への引渡しが完了していない児童等は、職員とともに鹿児島県又は薩摩川内市が確保するバスで避難し、避難先において保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所等において個別避難計画を策定済。

学校・保育所等			
学校名	人数(人) ※1		
	児童等	職員	合計
水引(みずひき)小学校	124	15	139
峰山(みねやま)小学校	29	12	41
水引(みずひき)中学校	64	13	77
小計	217	40	257
水引(みずひき)保育園	58	25	83
高江(たかえ)こども園	55	18	73
小計	113	43	156
合計	330	83	413

※1
 ・小・中学校の児童・生徒の人数
 令和2年5月1日現在
 ・保育所等の幼児の人数
 令和2年10月1日現在



※2 上のフローのうち、警戒事態で保護者へ引き渡した保育所等の園児については、警戒事態で避難準備し、施設敷地緊急事態で保護者とともに避難開始。

PAZ内の医療機関及び社会福祉施設の避難先

- PAZ内の医療機関及び社会福祉施設(7施設357人)の全てについて、個別避難計画を策定済みであり、UPZ外において、避難先を確保。
- 施設の入所者等のうち、職員が同行することで避難可能な者は、鹿児島県等にて確保した車両にて避難を開始。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者のうち、放射線防護対策施設の入所者等については、自施設内の放射線防護対策区域で屋内退避を実施。その他の放射線防護対策が講じられていない施設の入所者等については、近隣の放射線防護対策施設に移動し、屋内退避を実施。その後、容態、避難車両、避難先等の避難体制が整い次第、避難を実施。
- 何らかの事情で、予め選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、鹿児島県が受入先を調整。

避難元施設

番号	施設種別 (放射線防護対策施設)	入所定員 病床数
①	病院	201

計 201人(職員数255人)

番号	施設種別	入所定員 病床数
②	認知症高齢者 グループホーム	18
③	認知症高齢者 グループホーム	18
④	認知症高齢者 グループホーム	18
⑤	有料老人ホーム	16
⑥	障害者グループ ホーム	68
⑦	宿泊型自立 訓練施設	18

計 156人(職員数92人)

<PAZ内7施設の入所者等の避難の考え方>

職員が同行することで避難可能な者

346人(職員335人)

- ① 190人(職員243人)
- ②~⑦ 156人(職員92人)

バス、福祉車両等で避難

避難の実施により健康リスクが高まる者

11人(職員12人)

- ① 11人(職員12人)

近隣の放射線
防護対策施設

- ①の入所者等は自施設内の放射線防護区域に移動

容態、避難車両、避難先等の避難体制が整い次第避難を実施

避難先施設

避難元 番号	施設種別	所在地 (施設数)	受入可能 人数
①	病院	かごしまし 鹿児島市(3) 始良市(1)	247

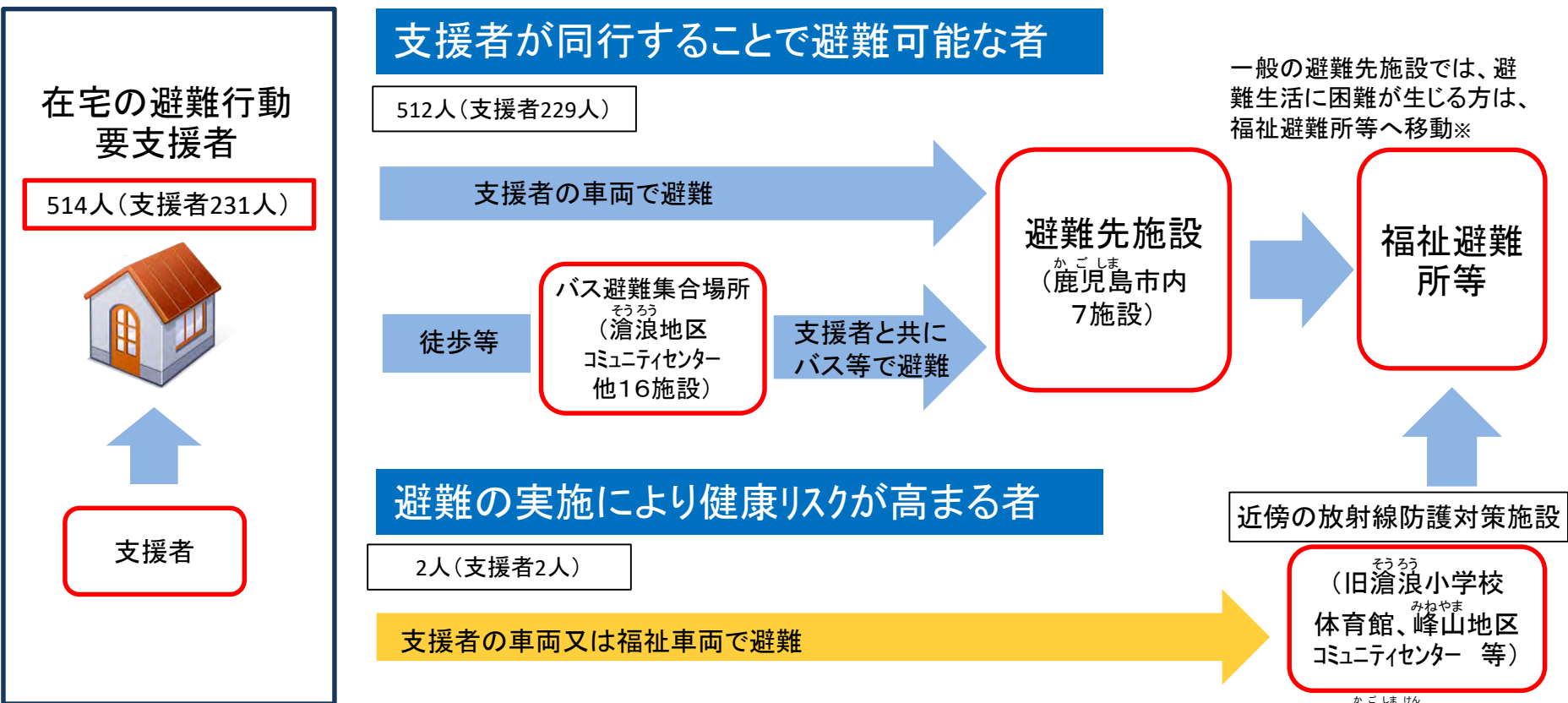
計 247人

避難元 番号	施設種別	所在地 (施設数)	受入可能 人数
②	特別養護 老人ホーム	かごしまし 鹿児島市(2)	37
③	特別養護 老人ホーム	かごしまし 鹿児島市(2)	50
④ ⑤	特別養護 老人ホーム	かごしまし 鹿児島市(2)	96
⑥ ⑦	障害者 入所施設	かごしまし 鹿児島市(3)	320

計 503人

PAZ内の在宅の避難行動要支援者への対応

- 在宅の避難行動要支援者は514人。うち、231人は避難時の支援者があることを確認。残り283人については、支援者の確保に向け、薩摩川内市、民生委員等を通じて対応。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両又はバスで避難先へ避難。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は九州電力が配備する福祉車両等で、近傍の放射線防護対策施設へ避難。

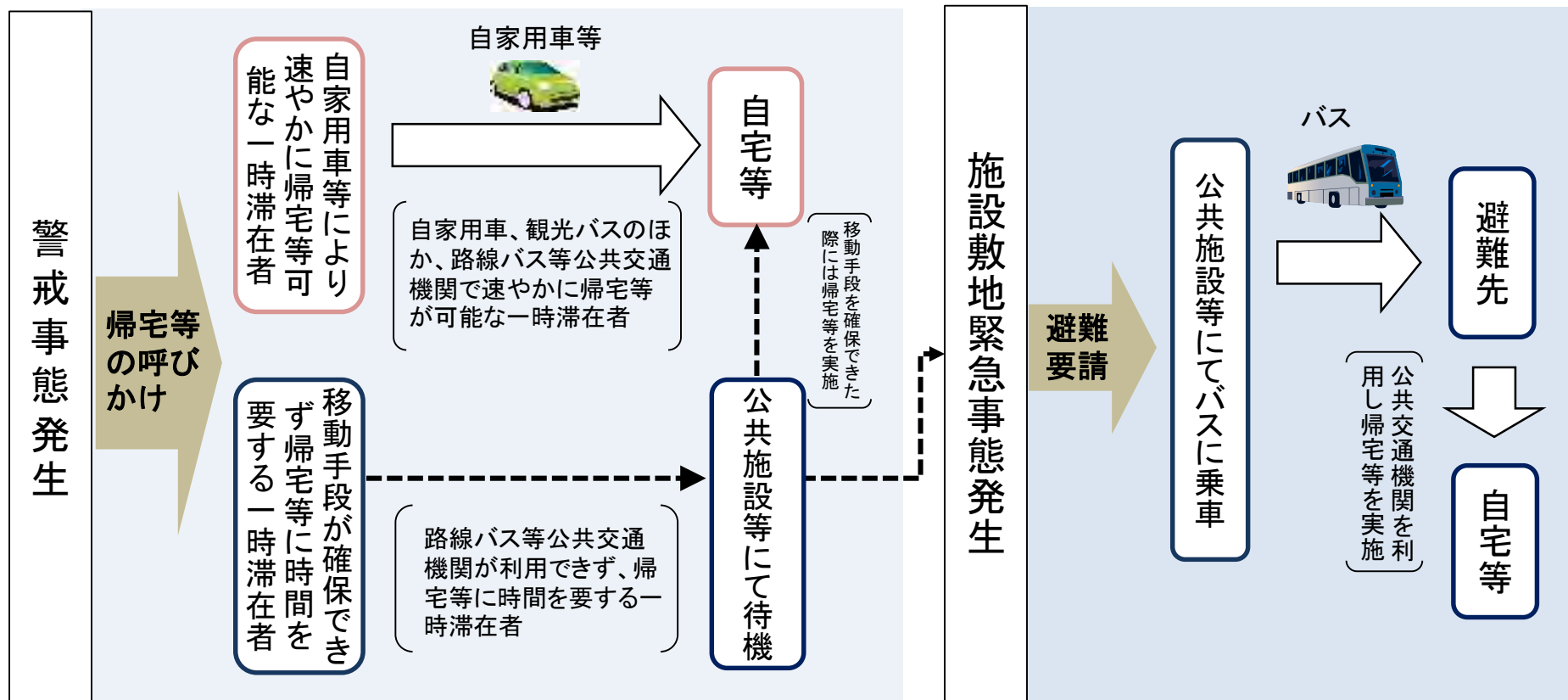


※ 県内福祉避難所(UPZ内地域を除く)492施設から、鹿児島県災害対策本部において関係機関と調整し決定

PAZ内の観光客等一時滞在者の避難等

- 鹿児島県及び薩摩川内市は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態となった時点で帰宅等と呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、公共施設等にて待機し、施設敷地緊急事態の段階で避難を実施。避難の際には、公共施設等にて鹿児島県や薩摩川内市が確保した車両により避難を実施。

<観光客等一時滞在者の避難の流れ>



PAZ内の観光客及び民間企業の従業員の数

- PAZ内の観光施設における入場見込み人数は67人程度、民間企業(従業員30人以上)は19社(約1,900人)存在。

PAZ内の観光施設の状況

地区名	施設	入場見込人数(人)※
そうろう 滄浪地区	九州電力川内原子力発電所展示館	67

※ 入場ピーク月の入場者数を1日当りの平均値として按分した数であり、目安である。

PAZ内の民間企業(従業員30名以上)の状況(詳細)

地区	町・丁	事業所数	従業員数(人)
そうろう 滄浪地区	ぐみさきちょう 久見崎町	4	852

地区	町・丁	事業所数	従業員数(人)
みずひき 水引地区	みなとちょう 港町	6	341
	こくらちょう 小倉町	2	74
	みずひきちょう 水引町	2	353
	ゆしまちちょう 湯島町	3	193
	あづちちょう 網津町	1	34
合計		14	995

地区	町・丁	事業所数	従業員数(人)
みねやま 峰山地区	たかえちちょう 高江町	1	62

合計 : 19社1,909人

- ※ 寄りた地区には、従業員30人以上の規模の事業所なし
- ※ 民間企業の従業員については、通勤に使用する自家用車、バスで避難
- ※ 出典:平成28年経済センサス-活動調査 町丁・大字別集計